各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

## 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について(通知)

標記のことについて、その実態等に鑑み、下記のとおり運用することとしたので、その運用に遺憾のなきを期されたい。

なお、貴管下の市町村に対してもこの旨示達願いたい。

記

## 第1 予防規程に関する事項

給油取扱所の予防規程に定めることとされている事項のうち、危険物保安監督者の職務を代行する者については、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」(昭和62年4月28日付け消防危第38号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)第5(2)により、平成2年4月30日までの間、丙種危険物取扱者をもって充てることができることとしているところであるが、未だ危険物保安監督者の職務を代行する者として甲種又は乙種危険物取扱者を選任していない給油取扱所については、さらに、平成4年4月30日までの間は、丙種危険物取扱者をもって危険物保安監督者の職務を代行する者に充てることができることとすること。なお、その間に、危険物取扱者試験を積極的に受験するよう十分指導されたいこと。

## 第2 給油取扱所の技術上の基準に関する事項

1 従前の特例要件である上屋等の設置限界に適合して上屋等を設けていた給油取扱所のうち、改正により屋内給油取扱所に新たに該当することとなったものの技術上の基準に関する事項

給油取扱所の技術上の基準については、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和63年政令第358号)等により改正が行われ、同令等は原則として平成元年3月15日(以下「施行日」という。)から施行されたところである。この改正により、給油取扱所に設けることができる建築物の用途として給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途が新たに規定され、従来事務所等他の用途に従属するものとして取り扱われてきたポンプ室等についても当該用途に該当することとなったところであり、施行日前に従前の特例要件である上屋等の設置限界(上屋等の水平投影面積は、当該給油取扱所の敷地面積から事務所等の建築物の1階の床面積を除

いた面積の3分の1以下であること。)に適合して上屋等を設けていた給油取扱所のうち、危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第25条の6に新たに該当することとなるものは、施行日以降屋内給油取扱所として危険物の規制に関する政令(以下「令」という。)第17条第2項に定める技術上の基準が適用されることとなったところである。

これにより、改正後の令第 17 条第 2 項に定める技術上の基準に適合しないこととなった当該屋内給油取扱所の位置並びに施行日において現に存する構造及び設備については、令第 23 条の規定を適用し、令第 17 条第 2 項の技術上の基準を適用せず、同条第 1 項の技術上の基準を適用して差し支えないものであること。

2 従前の特例要件である上屋等の設置限界を超えて上屋等を設けていた給油取扱所の技術上の基準に関する事項

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、施行日前に市町村長等の判断により従前の特例要件である上屋等の設置限界を超えて上屋等を設け、令第 17 条第 1 項の屋外給油取扱所として許可されていたものは、規則第 25 条の 6 に新たに該当し、施行日以降屋内給油取扱所として、令第 17 条第 2 項に定める技術上の基準が適用されることとなったところである。

これにより、当該給油取扱所の位置並び施行日において現に存する構造及び設備が改正後の令第 17 条第 2 項に定める技術上の基準に適合しないこととなった場合であって、当該設備等の改善計画を策定して消防機関に提出した場合については、令第 23 条を適用し、令第 17 条第 2 項第 4 号に定める過剰注入防止設備については、平成 5 年 3 月 14 日までの間、その他のものについては、平成 7 年 3 月 14 日までの間において(ただし、それまでの間に給油取扱所の建築物、固定給油設備等の改修を行う場合には、当該改修時において)それぞれ当該設備等の改修を行うこととして差し支えないものであること。